

2017.8.19 後藤道夫

1. 貧困・生活困難 第二の急拡大期（世紀転換期に続いて）

(1). 困窮の規模の拡大

生活保護利用世帯の「最低生活費」の各年の世帯人数別平均値を基準とした推計

政府発表「貧困率」と同じ国民生活基礎調査で試算 **図表 1**

――→ 2016年 2712万人(21.4%) 1997年 1625万人 (12.9%)
* 「最低生活費」に医療窓口負担、勤労必要費用は含まれない
* 2013年の「最低生活費」に物価上昇分を加えた値による2016年
――→ 3079万人 (24.3%)

- ・ 児童相談所への虐待相談件数の急増 **図表 2,3**
- ・ 児童のいる世帯 低所得下層の増加 **図表 4**
- ・ 児童のいる世帯 実質平均可処分所得の長期大幅低下 **図表 5**
- ・ 貧困高齢者数の大幅増 **図表 6**
高齢者世帯の実質等価可処分所得平均

97：231万円 06：212万円 09：219万円 12：221万円 15：207万円

(2). 日本型雇用の解体・縮小と労働市場の底抜けの持続

< 安定雇用・世帯主賃金（年功型賃金）+ 不安定雇用・「家計補助」賃金 > の崩壊

1). 賃金の長期大幅下落>

現金給与総額 実質賃金指数（5人以上事業所 2010年=100 毎月勤労統計）

1997年 109.5 2016年 95.3 (13%減)

2). 400万円以上・500万円以上男性雇用者の減少 **図表 7**

→ 世帯主賃金水準未達の増加

- ・ 1997年：30代後半から8割弱以上が400万円以上 (雇用者中)
40代後半から7割程度が500万円以上
- ・ 2012年：30代後半で55%、40代後半以降で70%程度が400万円以上
40代後半から55%程度が500万円以上

3). 同時に「家計補助」水準労働者割合の急増（250万円未満） **図表 8-1,2**

4). 長時間・高ストレス・不安定雇用の急増

図表 9

(3). 無貯蓄世帯の急増と旧来型生活保障の解体 (2009年経済危機以降に顕著)

無貯蓄世帯の急増 全世帯、児童のいる世帯、高齢者のいる世帯

図表 10

2010 から 2013 で急増 無貯蓄世帯にいる人数計 2016年 1806万人

無貯蓄世帯にいる高齢者 2016年 503万人

☆. 低所得層以外にも広がる無貯蓄世帯

図表 11

所得五分位 第 I + 第 II (350万円前後未満) 2007 : 75% → 2016 : 62%

*. 金融広報中央委員会の調査

図表 12,13

「金融資産」……『定期性預金・普通預金等の区分にかかわらず、運用の為または将来に備えて蓄えている部分とする。ただし、商・工業や農・林・漁業等の事業のために保有している金融資産や、土地・住宅・貴金属等の実物資産、現金、預貯金で日常的な出し入れ・引き落としに備えている部分は除く』

*. 全国消費実態調査 定期性預金保有率の急減

図表 14

2. <社会保障の支え無しで(脆弱で)、賃金と貯蓄で暮らす>生活様式の破綻

—— ライフ・イベント と 社会保険「保険事故」における困難の拡大 ——
—— 収入減、貯蓄解体、ローンへの依存困難、社会保険給付の削減 ——

(1). ライフ・イベント

結婚・世帯形成、複数人数世帯の居住確保、子どもの養育と学校教育

①

②③

①. 「将来のためにそなえ」られない若者が 6割 → 世帯形成困難へ

男性の 50 歳時未婚率

1990	2000	2005	2010	2015
5.6	12.6	16.0	20.1	22.7

(国勢調査)

②. 「夫婦で子育て」(三世帯型ふくむ)の「中産階層」化と貧困拡大

図表 15,16,17

—— 結婚の困難 + 子をもつことの困難 ——

公租公課と教育費の高額

図表 18

400万円未満子育て世帯の増加と高率

図表 19

*. 政府発表「相対的貧困率」低下 16.1% → 15.6%

同 「子どもの相対的貧困率」 16.3% → 13.9%

実質「貧困線」 111万円 → 106万円。2012年の「貧困線」を固定して2015

年の貧困率を計算すると 全人口 17.0% 子ども 15.0%

——→ 貧困線付近の可処分所得分布が改善したのは子ども。年齢計では悪化
なぜ、賃金が下がっているのに可処分所得分布が子育て低所得層で改善？

低所得子育て世帯で平均有業人員が増加 乳幼児がいる世帯急増 **図表 20**

③. 高校後の進学、職業準備を年功型賃金・貯蓄・ローン・本人のアルバイトでまかな
うことがますます困難に

<学生支援機構の調査 昼間四年制大学学生の平均値>

大学就学費用 2002年 116万円 → 2014年 120万円

親からの仕送り額 2002年 156万円 → 2014年 119万円

仕送り無し 2004年 3.4% → 2014年 7.5%

学生ローン大拡大 2002年 31% → 2014年 51%

休暇中も授業期間中もアルバイト 2004年学生総数の45%→12年67%

<学生支援機構の学生ローン返済>

2014年末 債務者の4.8%が三ヶ月以上の延滞

延滞者の58%は年収200万円未満(300万円未満で78%)

(非延滞債務者の29.1%は年収200万円未満)

強制取立て訴訟の数 2004年 58件 → 2012年 6193件 100倍以上に激増

(2). 社会保険の「保険事故」……リタイア、傷病・要介護、失業、障害、家族ケア

日本の社会保険は最低生活を<保障>しない。

不足すれば貯蓄、他の家族の支援、部分的就労で補うことが前提

→ 貯蓄 or 借金が必要 しかし、無貯蓄の大幅増

①. 低額年金者の大きな比率 —— 最低保障年金の不在

図表 21

前期高齢者～80歳 厚生年金額の低下

図表 22

②. 高齢者夫婦(無業)月額赤字平均6万。貯蓄とりくず4.7万円

図表 23-1,2

*. 貯蓄がなければ取り崩せない

図表 24

③. 貯蓄依存の介護保険制度

図表 25

*. 「高齢者世帯」の貯蓄状況、貯蓄額分布

無貯蓄 17.8% 100 万未満+無貯蓄 25.3% 1000 万円未満 // 61.3%

- ④. 雇用保険 原則 3 ヶ月 「自己都合」はほぼ 4 ヶ月待機 給付は失業者の 2 割
給付期間大削減と失業者の困窮 → 労働力の窮迫販売・非正規半失業の増加

図表 26,27

(1)、(2) → 居住保障、教育保障、社会保障 の脆弱による多額貯蓄の社会的強制

しかし、無貯蓄は例外という規模ではなくなった（「構造改革」前 10% 未満） 図表 28

*. 年功型賃金の崩壊+賃金水準大幅低下 → 貯蓄の困難、ローンに際しての「無理」

→ 生活保障の原則を変更する必要

医療・介護・教育の現物給付、低所得者への居住保障、退職後・失業時・子育て時 等の所得保障を <原則> に

3. 福祉国家型生活保障とはどういうものか

—— 賃金と社会保障をセットで 原則個人単位 ——

I. 勤労所得によって勤労時の勤労者本人の通常の生活をまかなう

YES or NO ? 日本の現状は<NO>

II. 家計費用拡大（収入減少）が想定されるライフイベント、「保険事故」への対処

—— 二人以上世帯の居住確保、妊娠・出産、子どもの養育、子どもの学校教育、失業、リタイア、病気、障害、要介護状態等 ——

a. 個人/世帯の所得と貯蓄・ローンを基本として対処



b. 公的財政による所得とサービスの公的給付を基本として対処

I : YES + II : b = 現代の福祉国家型生活保障

イ. 所得 : 勤労者は自分が通常時に普通に暮らせる所得を賃金・営業所得で

非勤労者の所得は社会保障で（子ども、高齢者、傷病障害者、失業者等）

- ロ. 基礎的社会サービス : 勤労者、非勤労者ともに、社会保障で現物給付保育、学校教育、職業訓練、医療、介護、障害者福祉、母子保健等
- ハ. 居住 : 居住の権利の保障 (妥当な都市政策、居住基準の徹底、公的住宅の十分な供給、厳しくない所得制限を備えた住宅費補助制度)

イ. 所得保障

- a. 労働者本人が通常時に普通に暮らせる最賃 (+ 職種別最賃・職種別熟練度別賃金)
- b. 重層的で空隙のない所得保障による普遍的な貧困予防・救済
 - 児童手当、年金(老齢、遺族、障害、労災)、雇用保険／求職者給付、傷病手当、出産手当、育児休業給付、介護／看護休業給付、各種特別給付 (障害、母子等)
 - + 生活保護

例. 児童手当 ≠ 低所得の親への補助

子どもは勤労収入無し → 所得制限は問題にならない (個人単位原則で考える)
 「低所得の親への補助」は、養育費の親責任という考え方にもとづくもの。

仮に、養育費負担が本来は親責任であるならば、最低賃金は2人以上分が必要

*. 歴史的にそうした運動も存在したが、最低賃金としては実現せず。

最低賃金が労働者一人分の生活費分であるなら、子どもの分は社会が出して当然

—— < **基礎的養育費の社会責任** > は、貧困を子どもの生まれの責任にしない、唯一の考え方 ——

——→ 子ども手当の額も決まる。子ども一人分の生活扶助費。

——→ 何歳まで? 自分で働いて生活できて当たり前の年齢になるまで
 例. ドイツ 18歳未。ただし、失業中の子は21歳まで。大学をふくむ職業訓練中は25歳まで。

*. 高額所得者は、所得税、社会保険料、相続税等で社会貢献すべき。

税と社会保障をセットに

*. 子にたいする親のトータルな養育責任、ケア責任は前提。

< 賃金と社会保障 >

(1). < 少なくとも一人分、通常時の普通の生活ができる賃金 > が社会的に成立していることは、非勤労者が最低生活に必要な所得を保障されるうえでの不可欠の前提条件

① . 社会保険による所得保障が最低生活費をこえるためには

勤労時の所得は、社会保障上の最低生活費の数割増必要 (「普通の生活」)。

図表 29

②. 勤労者が低賃金では、非勤労者への最低生活保障の政治的合意が困難

普通に生活できない低賃金労働者は、非勤労者の最低生活「保障」を歓迎しない。

← 資本主義的な勤労倫理

[逆転] : 勤労者の生活水準 < 社会保障による非勤労者の生活水準

——→ 社会保障給付水準を引き下げる大きな圧力

年金受給高齢者への敵意、生活保護や障害者福祉へのバッシングなど

日本の生活保護制度の特殊なあり方 —— 「特別な弱者」だけを対象に

←—— 極めて低い最低賃金 + 勤労世帯向け社会保障の脆弱

賃金で一人分の通常時の生活を保障することもなく、社会保険事故の際の給付でも生活保障はしない。どうしようもないときのみ生活保護。

→ 結局、日本の最低生活保障は何重もの「例外」

勤労時にも、社会保険事故時にも最低生活費を確保できない人びとが普通にたくさんいるのであれば、最低生活費を給付される生活保護の存在は納得されにくい。

——→ 「生保受給は恥」感覚の蔓延

③. 社会保険財政・社会保障財政は賃金総額に強くしぼられる

☆. 賃金長期大幅低下の背景——「一人分普通に生活できる最低賃金」の歯止め不在

☆. 労働分配率が他の先進国並みになれば、保険料率と所得税率を変えないでも、

医療保険財政が 3.5 兆円、国税と地方税の所得税が 3.8 兆円の増加

(2). 「一人分普通に生活できる最低賃金」と子育て費用の社会化（児童手当、学校教育費、医療費、住宅補助、職業訓練費用等）は ジェンダー差別撤廃の根本条件

(3). 最賃で本人が食える → 世帯責任の肥大化・社会保障要求の潜在化と闘争可能
∴) 一人分食えない賃金 → 家族による生活保障 → 公的責任があいまいに

□. 基礎的社会サービスの保障

—— 必要が生じた時に、受けないと大きな困難が生ずる社会サービス

保育、学校教育、職業訓練、医療、介護、障害者福祉、母子保健等 ——

*. 必要の充足を保障するためには、公的責任、原則無償の現物給付であることが必要

→ ライフイベント、保険事故に、特別な費用拡大がなくてすむシステムの中心

公的責任による無償の現物給付：モデルとなりうるのは母子保健

母子保健 > 義務教育 > 公的保育 > 医療、高校教育 / 介護、大学等

ハ. 居住保障 (略)

三. 大きな公的財政

福祉国家型税財政の原則 (二宮厚美・福祉国家構想研究会編『福祉国家型財政への転換』)

応能負担型の所得・資産課税 (←→ 消費税の基幹税化)

財政の所得再分配機能・経済安定化機能の重視

量出制入 + 総合課税 + 累進所得税 + 不労所得重課・勤労所得軽課

法人課税強化 (膨大な所得控除の見直しと税率見直し) + 総合課税化 +

所得税累進率再強化 + 資産税の見直しと富裕税 + グローバル脱税規制

+ 社会保険料の企業規模別格差付け、保険料上限の大幅見直し、社会保障税化

——→ **労使関係・労働市場・国家・自治体・生活習慣・家族・思想 全体にわたる大変革へ**

おわりに —— 安倍改憲の正念場と反新自由主義闘争

保守派をふくむ広大な改憲反対運動

+ 生活問題・労働／貧困・社会保障問題で大きく旗を立てる

戦争法廃止・沖縄基地問題解決、社会危機突破 の連合政権へ

*. 市民連合・野党共闘などが手始めににかけてほしい**社会危機突破政策** (私見)

1) 高校まで、教育、医療は無償

30 人学級化 + 高校までの修学費の本格的無償化 + 私立高校授業料・公立授業料の3倍まで無償に (入学試験は公立と共通が条件) + 高校生までの子ども医療費助成を国の制度に

2) 介護崩壊阻止

働き手処遇の大幅改善 + 介護保険給付縮小の中止 + 国庫負担を5割に

3) 最賃大幅引き上げのための政府施策 + 労働市場の底上げ・再規制 (労働時間規制、公契約法制定、失業時保障再建など)

福祉国家型施策への変化を多くの人びとが実感できれば、より根本的な改革へ。

30~40兆円規模の財政増による社会保障・教育保障・居住保障へ。